

承継（合併・分割・営業譲渡等）の必要書類一覧表【建設工事】

No.	項目	指定様式	申請場所 又は取得場所	留意事項	写し 可・不可
1	承継申請書	承継申請書	紀の川市契約管財課ホームページ	既有資格業者から、資格承継申請者に承継する申請書です。	写し 不可
2	取下申出書	取下申出書	紀の川市契約管財課ホームページ	承継するため、既有資格業者分の入札参加資格を取り下げる申出書です。	写し 不可
3	確認書類			合併等を確認できる書類	写し 可
4	一般競争（指名競争）入札等参加資格審査申請書変更届	変更届	紀の川市契約管財課ホームページ	資格承継申請者名で申請すること。住所又は所在地については、個人は住民票上の住所、法人は登記簿上の本店所在地を記入すること。ただし、実際に営業しているところが上記の住所又は所在地でない場合は、その所在地を記入すること。	写し 不可
5	委任状（※該当者のみ）	委任状	紀の川市契約管財課ホームページ	法人が代理人（支店・営業所長等）に紀の川市との取引に関する権限を委任する場合に必要です。 <b>※市指定様式を使用すること</b>	写し 不可
6	経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（経営事項審査結果通知書）	各証明機関発行様式	各証明機関	審査基準日が申請日より1年7ヶ月以内の最新のものを添付すること。	写し 可
7	建設業許可通知書又は許可証明書	各証明機関発行様式	各証明機関	最新のものを添付すること。	写し 可
8	技術職員名簿	各証明機関発行様式	各証明機関	直近の経営規模等評価申請書・総合評定値請求書に添付書類として提出したものを添付すること。 <b>※その後技術職員に変更があった場合は、朱書きで加除訂正を行い、技術職員が追加となった場合は、当該技術職員の資格者証を添付すること。</b>	写し 可
9	工事経歴書	各証明機関発行様式	各証明機関	直近の経営規模等評価申請書・総合評定値請求書に添付書類として提出したものを添付すること。	写し 可
10	営業所調書	営業所調書【建設工事】	紀の川市契約管財課ホームページ	営業所が無い場合であっても、本社を記入すること。任意様式可ですが、紀の川市の様式にある項目（営業所名称、郵便番号、住所又は所在地等）は全て記載すること。	写し 可
11	使用印鑑届	使用印鑑届	紀の川市契約管財課ホームページ	入札書・見積書・契約書・請求書等に使用する印鑑を押印すること。 <b>※使用印鑑は1種類のみ押印すること</b> <b>※市指定様式を使用すること</b>	写し 不可
12	印鑑（登録）証明書	各証明機関発行様式	管轄の法務局又は住所地の市区町村	法務局又は市区町村長の発行するものを添付すること。	写し 可
13	個人：身分証明書 法人：登記簿謄本（履歴事項全部証明書） <b>※法人については、現在事項全部証明書と取得間違いのないようお願いします。</b>	各証明機関発行様式	管轄の法務局又は本籍地の市区町村	個人：本籍地の市区町村長の発行するもの。日本国籍を有しない方は、各地方方法務局が発行する登記されていないことの証明書（成年被後見人、成年被保佐人、成年被補助人とする記録がない旨の証明書）	写し 可
14	財務諸表（2ヶ年度分）			財務諸表（貸借対照表、損益計算書等）、個人は確定申告書（収支内訳書、決算書を含む）でも可 <b>※直前の2ヶ年度分を提出すること</b> ※合併等により新しく会社を設立する場合は不要です。	写し 可

承継（合併・分割・営業譲渡等）の必要書類一覧表【建設工事】

No.	項目	指定様式	申請場所 又は取得場所	留意事項	写し 可・不可
納税・収納証明書		<p>※法人では本社（委任先の支店又は営業所等の納税・収納証明書は不要）、個人では代表者の納税・収納証明書の添付をお願いします。                  ※納税・収納証明書の取得手続きについては、各取得場所にお問い合わせください。                  ※合併等により新しく会社を設立する場合は不要です。                  ※様式1が必要な場合は、契約管財課までご連絡ください。</p>			
15	紀の川市税 （※該当者のみ）	様式1	収納対策課（紀の川市役所本庁舎1階）	※入札等参加資格審査申請用の証明書（様式1）の取得が必要となります。 ※資格申請前に収納対策課で承認手続きを行ってください（承認手続時、別途、納税証明書交付申請書が必要となります）。	写し 可
	個人：市県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税 法人：法人市民税、固定資産税、軽自動車税				写し 可
16	都道府県民税（個人の場合は、住所地の市区町村で証明書を発行）	各証明機関発行様式	住所地の市区町村	※未納がない証明書。 ※市県民税を紀の川市で納税して「様式1」で証明を受けている場合は、不要です。	写し 可
		各証明機関発行様式	各都道府県税事務所	※未納がない証明書でも可とする。 ※終了した直近の事業年度分のもの。 ※委任先がある場合でも、本社の納税証明書を提出してください。	写し 可
17	国 税	各証明機関発行様式	管轄の税務署	納税証明書名：「その3の2」 ※「e-Taxホームページ（ <a href="https://www.e-tax.nta.go.jp/">https://www.e-tax.nta.go.jp/</a> ）」からオンラインによる請求ができます。	写し 可
				個人：その3の2（所得税、消費税・地方消費税） 法人：その3の3（法人税、消費税・地方消費税）	納税証明書名：「その3の3」 ※「e-Taxホームページ（ <a href="https://www.e-tax.nta.go.jp/">https://www.e-tax.nta.go.jp/</a> ）」からオンラインによる請求ができます。
紀の川市各種使用料等の未納がない証明書（入札等参加資格審査申請用）※該当者のみ		<p>※法人では本社名義、個人では代表者名義で下記使用料等を紀の川市に支払われている場合、提出が必要となります。                  ※下記担当課以外にも、契約管財課のホームページで証明願の様式が取得できます。取得した証明願については、資格申請前に下記担当課で承認手続きを行ってください。                  ※合併等により新しく会社を設立する場合は不要です。                  ※様式2～7が必要な場合は、契約管財課までご連絡ください。</p>			
18	水道料金、下水道使用料及び農業集落排水施設使用料	様式2	上下水道経営課	紀の川市役所本庁舎 5階	写し 可
19	市営住宅使用料、駐車場等使用料	様式3	住宅政策課	紀の川市役所本庁舎 5階	写し 可
20	住宅新築資金等貸付金	様式4	住宅政策課	紀の川市役所本庁舎 5階	写し 可
21	介護保険料（65歳以上の者が対象となるもの）	様式5	高齢介護課	紀の川市役所本庁舎 2階	写し 可
22	保育料	様式6	保育課	紀の川市役所本庁舎 2階	写し 可
23	後期高齢者医療保険料（75歳以上の者が対象となるもの。一定の障害のある方は65歳以上）	様式7	国保年金課	紀の川市役所本庁舎 1階	写し 可